

九重町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与（平成20年4月1日現在）

職種	人数	平均年齢	※平均給与月額
学校給食調理員	5人	31歳 9月	250,260円
その他（保育所調理員）	4人	32歳 9月	250,375円

※平均給与月額とは、給料月額のほか、毎月支払われる扶養・住居・通勤・時間外勤務等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数（平成20年4月1日現在）

区分	20歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	50歳 以上
全体		2	3	1	2	1		
学校給食員		2	1		1	1		
その他（調理員）			2	1	1			

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（国の行政職俸給表（一）の1級から5級）を適用

イ 諸手当

一般行政職員と同様（技能労務職にかかる特殊勤務手当なし）

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級（55歳を超える場合は2号級、58歳を超える場合は昇給停止）を標準として昇給

2 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では、自らの判断と責任のもと、自主的・主体的な行財政運営が求められています。また、現在の厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化・多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治の基本原則に則り、財政の健全化

を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理・配置に努めていかなければなりません。

一方で民間にできることは民間にという時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託や指定管理者制度などの導入も検討する必要があります。

これらに加えて、国や県及び近隣自治体の動向を注視しながら、総合的に判断してこれからの取組を推進します。

3 具体的な取組内容

これまで賃金カットを行ったり、職員数の減を図り、適正管理・適正配置に努めてきました。

国の行政職俸給表（一）を適用し、55歳を超える場合の昇給抑制、58歳を超える場合の昇給停止を継続します。

4 その他

現在、技能労務職が担っている業務について総合的な点検を行い、民間委託や指定管理者制度の導入などを検討するとともに、住民サービスの低下とならないよう事務・事業の見直しを実施します。